(2)　関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
(3)　総トン数一万トン以上の船舶の航路（若松航路にあっては、関門海域に含まれる部分に限る。）入航予定時刻、船名、総トン数等
(4)　早鞆瀬戸水路における港内信号（規則別表第四に定める信号をいう。）の現状及び予告
(5)　航路（若松航路にあっては、関門海域に含まれる部分に限る。）及びその付近の海域における船舶の動向及び漁ろうに従事している船舶の集中の状況
(6)　部埼東方海域においてびょう泊している船舶の状況
(7)　六連島東方海域においてびょう泊している船舶の状況
(8)　関門海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
(9)　部埼における風向、風速及び気圧並びに台場鼻における風向及び風速
(10)　関門海域において霧等が発生した場合における視程の状況
(11)　関門海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
(12)　関門海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
(13)　その他船舶の航行の安全上必要な事項

ロ　船舶自動識別装置による場合
(1)　イに掲げる事項（(3)及び(9)を除く。）
(2)　三島、若宮及び見島北における風向、風速、気圧及び波高、女島における風向、風速及び気圧、大瀬埼における風向、風速及び波高並びに豆酘埼、対馬瀬鼻、筑前相ノ島、台場鼻、周防野島、八島及び出雲日御碕における風向及び風速
ハ　電話による場合　イ(1)、(3)及び(9)に掲げる事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ（船舶自動識別装置による場合に限る。）

2　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定して行われる情報の提供の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は船舶自動識別装置
二　内容
イ　ＶＨＦ無線電話による場合
(1)　関門海域のうち門司船舶通航信号所以東であって同信号所から約十二海里以内の海域及び同信号所以西であって同信号所から約十一海里以内の海域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域（以下「情報提供可能海域」という。）にある準特定船舶に対する規則第二十条の三第三項各号に掲げる事項に準ずる事項
(2)　情報提供可能海域にある特定船舶及び準特定船舶に対する船舶の航行の安全上必要な事項（(1)及び法第三十七条の三第一項の規定により提供されるものを除く。）
(3)　情報提供可能海域にある船舶（特定船舶及び準特定船舶を除く。）からの依頼に基づく当該船舶の航行の安全上必要な事項
ロ　船舶自動識別装置による場合　関門海域並びに山口県（宇部市及び山陽小野田市に限る。）、福岡県及び大分県の瀬戸内海沿岸海域並びに山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県（五島市鳥島及び男女群島を除く。）の陸岸から約三十海里以内の海域（関門海域及び瀬戸内海沿岸海域を除く。ただし、長崎県対馬市の西側については陸岸から約十五海里以内の海域に限る。）並びに三池港の区域（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）別表第一に掲げる三池港の港の区域をいう。）及びその境界外一万メートル以内の水域のうち、主として航路及び航路に至る主要通航路にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項

三　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　情報の提供（ロの場合を除く。）
(1)　日本語の場合　情報
(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ
ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供
(1)　日本語の場合　警告
(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

3　規則第二十条の三第二項の規定によるセンターが行う情報の提供の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　情報の提供（ロの場合を除く。）
(1)　日本語の場合　情報
(2)　英語の場合　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ
ロ　船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供
(1)　日本語の場合　警告
(2)　英語の場合　ＷＡＲＮＩＮＧ

（勧告）
第五条　規則第二十条の五の規定によるセンターが行う勧告の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　日本語の場合　勧告
ロ　英語の場合　ＡＤＶＩＣＥ

（指示）
第六条　規則第八条の二の規定によるセンターが行う指示の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　方法　ＶＨＦ無線電話又は電話
二　通信の冒頭に冠する通信符号
イ　日本語の場合　指示
ロ　英語の場合　ＩＮＳＴＲＵＣＴＩＯＮ

（情報の提供、勧告及び指示の方法の詳細）
第七条　前三条に規定する方法の詳細（無線電話にあっては電波の型式、周波数及び空中線電力、船舶自動識別装置にあっては海岸局識別、電話にあっては電話番号、ファクシミリにあってはファクシミリ番号、インターネット・ホームページにあってはインターネット・ホームページアドレスをいう。以下同じ。）、使用言語並びに実施時期は、別表のとおりとする。

（留意事項）
第八条　船舶は、この告示の定めるところによりセンターが行う情報の提供、勧告及び指示を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　情報提供可能海域にあるＶＨＦ無線電話を備えた船舶は、法令により義務付けられている場合を除き、常時これを聴守することが推奨されること。
二　一般情報の提供は、実施時期の制限、情報の編集の都合等により、情報の一部を省略して行う場合があること。
三　船舶の種類若しくは大きさ、センターが使用するレーダーから当該船舶までの距離又は海面の状況等により、十分な情報が得られない場合があること。
四　船舶に備えられた船舶自動識別装置から自動的に送信される当該船舶の船名、船舶局識別、船種、船速等の情報が正確でないとき又は当該船舶が船舶自動識別装置を常時作動させていないときには、当該船舶を識別することができない場合があること。